

第 8 回
千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部
会議資料
(書面開催)

令和 7 年 1 月 2 8 日
午 後 2 時 開 催

農林水産部畜産課

第8回千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

日時：令和7年1月28日

午後2時00分から

※ 書面により開催

1 開 会

2 議 題

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ「擬似患畜」の発生について
- (2) 防疫措置計画について
- (3) 本部長からの指示について
- (4) 野鳥監視の強化について

3 閉 会

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部員名簿

本部長	千葉県知事	熊谷 俊人
副本部長	副知事	穴澤 幸男
	副知事	黒野 嘉之
本部員	総務部長	高梨 みちえ
	総合企画部長	富沢 昇
	防災危機管理部長	添谷 進
	健康福祉部長	岡田 慎太郎
	保健医療担当部長	鈴木 貴士
	環境生活部長	井上 容子
	商工労働部長	野村 宗作
	農林水産部長	前田 敏也
	県土整備部長	四童子 隆
	会計管理者	岡田 健
	企業局長	三神 彰
	病院局長	山崎 晋一郎
	教育長	富塚 昌子
オブザーバー	千葉県市長会長	井崎 義治
	千葉県町村会長	岩田 利雄
	銚子市長	越川 信一
	旭市長	米本 弥一郎
	匝瑳市長	宮内 康幸
	警察本部（警備部参事官）	石山 直志
	陸上自衛隊	
事務局	農林水産部 次長	藤井 浩一
	環境生活部 次長	相葉 正宏
	健康福祉部 次長	出浦 和彦
	農林水産部畜産課長	大澤 浩司

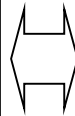
対策本部体制図

県 対 策 本 部

本部長：知事

副本部長：両副知事

本部員	総務部長	対策本部事務局 事務局長：農林水産部長 事務局次長：農林水産部次長 環境生活部次長(事) 健康福祉部長が指名する者
	総合企画部長	
	防災危機管理部長	
	健康福祉部長	
	保健医療担当部長	
	環境生活部長	
	商工労働部長	
	農林水産部長	
	県土整備部長	
	会計管理者	
	企業局長	
	病院局長	
	教育長	
(オブザーバー)	千葉県市長会長	総務広報班 9名
	千葉県町村会長	防疫指導班 5名
	市町村長	焼埋却班 6名
	県警察本部長が指名する者	安全対策班 4名(6名*)
	防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者	流通指導班 5名
	その他、対策本部長が必要と認める者	

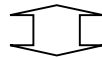


現 地 対 策 本 部

本部長：農林水産部次長（技）

副本部長：東部家畜保健衛生所長

現 地 対 策	地域振興事務所長
本部員	健康福祉センター長
	食肉衛生検査所長
	農業事務所長
	畜産総合研究センター長
	家畜保健衛生所長
	土木事務所長
(オブザーバー)	市町村長
	その他、現地対策本部長が必要と認める者
	警察署長
	農業協同組合長
	家畜診療所長
	その他、地域関係機関の長



連絡調整会議連絡担当

連 絡 調 整 会 議

総務部	総務課長	環境生活部	環境政策課長	農林水産部	農地・農村振興課長
	学事課長		自然保護課長		環境農業推進課長
	総務ワークステーション所長		循環型社会推進課長		耕地課長
総合企画部	政策企画課長	商工労働部	廃棄物指導課長	県土整備部	畜産課長
	報道広報課長		くらし安全推進課長		県土整備政策課長
防災危機管理部	危機管理政策課長		経済政策課長		道路環境課長
健康福祉部	健康福祉政策課長	農林水産部	経営支援課長	出納局	出納局長
	疾病対策課長 *		農林水産政策課長	企業局	総務企画課長
	医療整備課長 *		団体指導課長	病院局	経営管理課長 *
	薬務課長 *		販売輸出戦略課長	教育庁教育振興部	保健体育課長
	衛生指導課長		担い手支援課長	県警察本部	県警本部長が指名

* 高（低）病原性鳥インフルエンザ発生時に対応

令和 7 年 1 月 2 8 日
農 林 水 産 部 畜 産 課
0 4 3 - 2 2 3 - 2 9 2 9

高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について（第 4 4 報）

（今季県内 1 0 例目、1 1 例目、1 2 例目）

1 月 2 7 日に第 4 0 報及び第 4 3 報で疑い事例として発表した旭市、銚子市及び
匝瑳市の養鶏農場で飼養されている鶏について、本日 1 4 時に高病原性鳥インフル
エンザの疑似患畜であることが確認されたので、その概要をお知らせします。

※疑似患畜とは：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、確定した
場合、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

1 概要

- 1 0 例目 所 在 地：旭市
飼養状況：肉用鶏 約 8 万羽
- 1 1 例目 所 在 地：銚子市
飼養状況：採卵鶏 約 2 4 万羽
- 1 2 例目 所 在 地：匝瑳市
飼養状況：採卵鶏 約 2 2 万羽

2 県の対応

- （1）当該農場で鶏の殺処分等、防疫措置を実施
- （2）発生農場の半径 3km 区域内の鶏等の移動を禁止し、3～10km 区域内の鶏等の区域外への搬出を禁止する旨の公示
- （3）発生農場の周辺地域で、畜産関係車両を消毒するために、消毒ポイント 8 か所を設置

【 報道機関へのお願い 】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、御協力をお願いします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

防 疫 措 置 計 画

I 農場概要と殺処分対象鶏羽数

(10 例目)

1 対象農場	所在地	旭市	備考
2 殺処分対象鶏	施設番号	対象羽数	
肉用鶏	1 号鶏舎	9, 5 0 0	
肉用鶏	2 号鶏舎	9, 5 0 0	
肉用鶏	3 号鶏舎	9, 5 0 0	発生鶏舎
肉用鶏	4 号鶏舎	9, 5 0 0	
肉用鶏	5 号鶏舎	7, 4 0 0	
肉用鶏	6 号鶏舎	4, 5 0 0	
肉用鶏	7 号鶏舎	4, 5 0 0	
肉用鶏	8 号鶏舎	8, 3 0 0	
肉用鶏	9 号鶏舎	8, 3 0 0	
肉用鶏	10 号鶏舎	8, 3 0 0	
肉用鶏	11 号鶏舎	8, 3 0 0	
処分対象羽数 計		8 7, 6 0 0	

(11 例目)

1 対象農場	所在地	銚子市	備考
2 殺処分対象鶏	施設番号	対象羽数	
採卵鶏	1 号棟	3 1, 0 0 0	
採卵鶏	2 号棟	3 0, 0 0 0	

採卵鶏	3号棟	31,000	発生鶏舎
採卵鶏	4号棟	31,000	
採卵鶏	5号棟	30,000	
採卵鶏	6号棟	30,000	
採卵鶏	7号棟	29,000	
採卵鶏	8号棟	31,000	
処分対象羽数 計		243,000	

(12 例目)

1 対象農場	所在地	匝瑳市	備考
2 殺処分対象鶏	施設番号	対象羽数	
採卵鶏	100号舎	31,000	
採卵鶏	200号舎	32,000	発生鶏舎
採卵鶏	300号舎	32,000	
採卵鶏	400号舎	32,000	
採卵鶏	600号舎	30,000	
採卵鶏	700号舎	31,000	
採卵鶏	800号舎	34,000	
処分対象羽数 計		222,000	

Ⅱ 移動制限区域・搬出制限区域内の家きん農場数・飼養羽数(発生農場除く)

(10 例目)

区分 (種類等)	移動制限区域 (半径 3km 以内)		搬出制限区域 (半径 3～10 km)	
	農場数	飼養羽数	農場数	飼養羽数
採卵鶏	1 0	4 0 2, 2 0 0	1 6	7 4 7, 4 7 3
ブロイラー	2	9 3, 5 0 0	1	7 7, 4 0 0
うずら	2	4 6 0, 0 0 0	3	7 7 6, 0 0 0
計	1 4	9 5 5, 7 0 0	2 0	1, 6 0 0, 8 7 3

(11 例目)

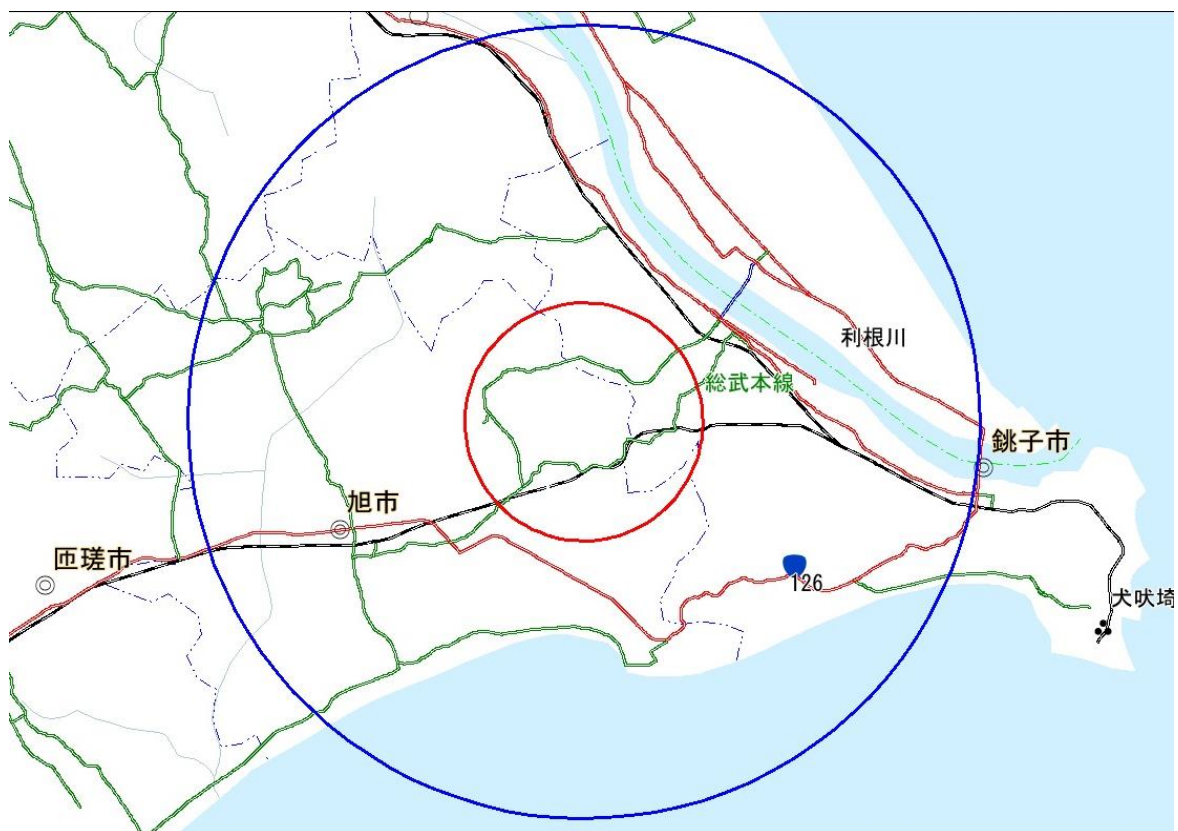
区分 (種類等)	移動制限区域 (半径 3km 以内)		搬出制限区域 (半径 3～10 km)	
	農場数	飼養羽数	農場数	飼養羽数
採卵鶏	8	6 0 6, 6 0 0	1 6	5 3 4, 0 7 3
ブロイラー	2	9 3, 5 0 0	1	7 7, 4 0 0
うずら	2	5 6 0, 0 0 0	3	6 7 6, 0 0 0
計	1 2	1, 2 6 0, 1 0 0	2 0	1, 2 8 7, 4 7 3

(12 例目)

区分 (種類等)	移動制限区域 (半径 3km 以内)		搬出制限区域 (半径 3～10 km)	
	農場数	飼養羽数	農場数	飼養羽数
採卵鶏	1 0	6 8 9, 8 0 0	1 8	2 8 3, 9 1 1
ブロイラー	1	9, 8 0 0	3	1 8 1, 2 0 0
アヒル	0	0	1	6, 4 0 0
計	1 1	6 9 9, 6 0 0	2 2	4 7 1, 5 1 1

Ⅲ 各事例の移動制限区域及び搬出制限区域

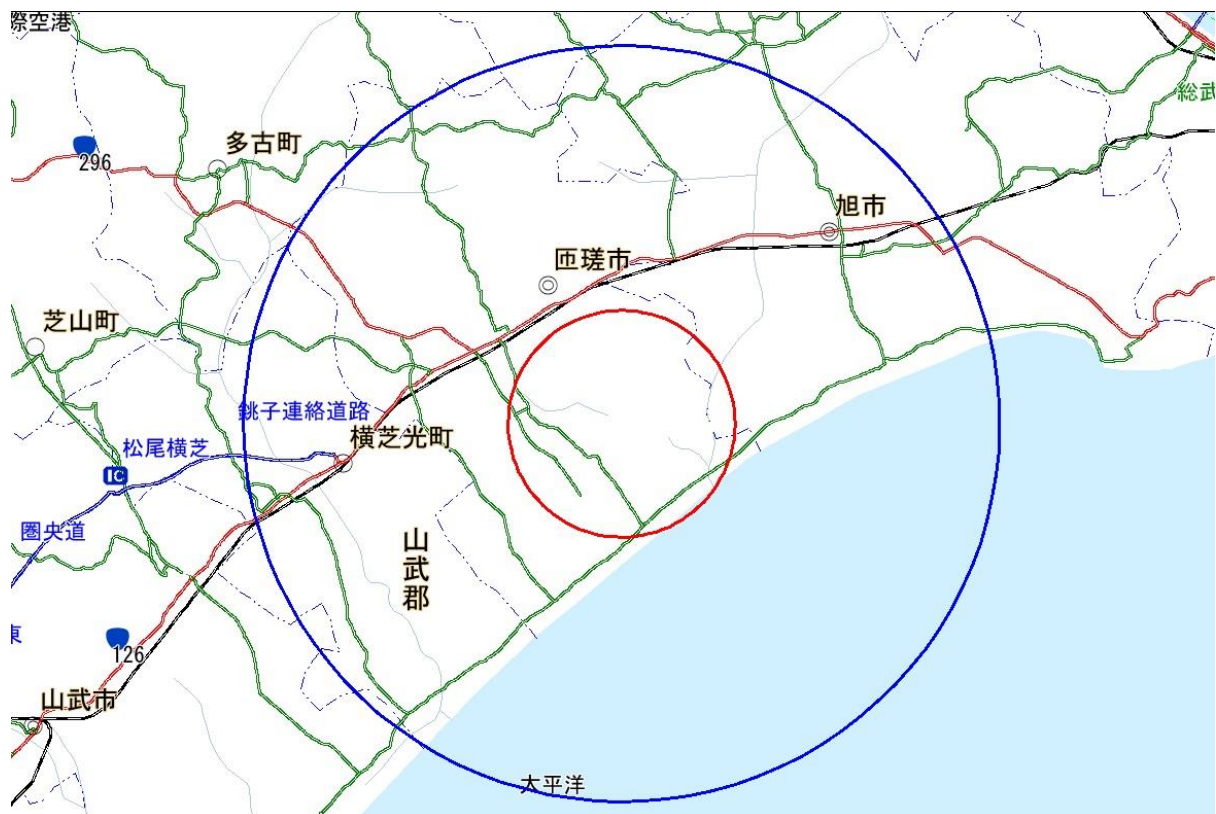
(10 例目)



(11 例目)



(12 例目)



Ⅳ 消毒ポイント設置場所



ポイント 番号	消毒ポイント	住所地	開設日時 【24 時間運営】
①	旧東庄町病院跡地	東庄町石出 1988-1	令和7年1月12日 16:00～
②	旭市役所海上庁舎	旭市高生 1	令和7年1月12日 16:00～
③	旭市ひかた市民センター	旭市南堀之内 10	令和7年1月12日 16:00～
④	香取市役所山田支所	香取市仁良 300-1	令和7年1月16日 16:00～
⑤	匝瑳市役所北側駐車場	匝瑳市八日市場ハ 793-2	令和7年1月17日 17:00～
⑥	匝瑳市生涯学習センター 駐車場	匝瑳市今泉 6489-1	令和7年1月28日 17:00～
⑦	蓮沼海浜公園第 1 駐車場	山武市蓮沼口 3107-17	令和7年1月28日 17:00～
⑧	多古町西古内グランド駐車場	香取郡多古町西古内 323-2	令和7年1月28日 19:00～

V 防疫措置スケジュール（2例目、3例目、5例目～9例目、10～12例目）

日数経過		0	1	3	4	5	6	7	8	9	13	14	17	18	特記事項																				
月・日		1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	～	1/23	1/24	～	1/27	1/28																			
検査進行・対策本部会議		2例目 ①通報 13:20 ②簡易検査(+) 17:45	①対策本部会議 9:30 ②疑似患者決定 14:00		3例目 ①通報 11:50 ②簡易検査(+) 15:00	①対策本部会議 9:00 ②疑似患者決定 15:00		5例目 ①通報 13:30 ②簡易検査(+) 16:15	①対策本部 (書面) 14:00 ②疑似患者決定 14:00 6～8例目 ①通報 6:15～8:30 ②簡易検査(+) 12:00	6～8例目 ①対策本部会議 9:00 ②疑似患者決定 14:00		9例目 ①通報 8:20 ②簡易検査(+) 12:00	①対策本部 (書面) 14:00 ②疑似患者決定 14:00		10～11例目 ①通報 7:50～8:20 ②簡易検査(+) 12:00 12例目 ①通報 14:30 ②簡易検査(+) 19:30	①対策本部 (書面) 14:00 ②疑似患者決定予定 14:00																			
移動制限措置等設定		告示：半径10km (移動・搬出制限)			1/12 ～ 継続													農場清掃・消毒終了後 搬出制限区域の解除																	
防疫措置			1/12 ～																																
	殺処分等		2例目1/12 ～ 22															3例目1/15～			5例目1/18～1/24			6、8例目1/19～ 7例目1/19～1/26			9例目1/24～			10～12例目1/28～			自衛隊災害派遣要請 (2,3,5,7,9,12例目) 県全庁体制 市町村・関係団体		
	焼埋却処分		1/13 ～																								殺処分鶏・汚染物品								
	農場清掃・消毒		1/23 ～																																

知 事 指 示

本県においては、今年に入り既に8事例、約254万羽の防疫措置にあたってきたところですが、本日、新たに3事例が、銚子市、旭市、匝瑳市において、それぞれ疑似患畜として確認されました。

現在もなお銚子市内及び旭市内の4農場で殺処分が進められている中での新たな地域での発生であるとともに、7農場同時並行での作業を行っていく必要に迫られており、深刻さが更に増しています。

一刻も早い終息を図るため、以下の内容について指示します。

- 1 防疫作業が更に広域化、長期化していることから、引き続き県職員の動員を維持しつつ、民間活用の更なる拡大を図るとともに、国とも協力しながら人員の確保に努めること
- 2 迅速な殺処分等の防疫作業にあたる必要があることから、今回の発生規模に鑑み、法に基づき、自衛隊の災害派遣を要請します
- 3 新たに匝瑳市においても現地対策本部を設置することから、本部間での連携を密に図るとともに、周辺自治体や関係団体とも緊密な連携を図りながら、効率的な防疫作業に努めること
- 4 引き続き、県内全ての養鶏農家に対する早期通報や消毒の徹底に加え、不織布シートの設置の呼びかけや路面消毒の範囲の拡大など発生抑止に最大限取り組むこと
- 5 県民の不安と混乱が生じないように、速やかに正確な情報を提供すること

野鳥監視の強化について

令和 7 年 1 月 2 8 日
環 境 生 活 部

- 銚子市内、旭市内及び匝瑳市内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、環境省は本日、発生農場を中心とする半径 10 km 圏内の区域を野鳥監視重点区域に指定しました。
- これを踏まえ、県では、速やかに県のホームページで公表するとともに、当該区域内の野鳥の生息状況や死亡野鳥の有無の状況調査等により監視を強化するほか、県内全域においても、引き続き関係機関や市町村と連携し、死亡野鳥の監視を徹底してまいります。
- なお、前回会議で報告した野鳥監視重点区域内で確認された死亡野鳥 2 例については、国で遺伝子検査を実施した結果、いずれも陰性が確定しました。